

**【協議事項①】 会長及び会長代理の選任について**

医療政策課

会長及び会長代理は、審議会委員の互選によって委員の中から選任することが医療法施行令第5条の18で規定されていますので、書面をもって御推挙いただき、多数推挙された方を選出することとしますので、別紙1の会長欄及び会長代理欄に会長職には「◎」、会長代理職には「○」を記入してください。

(参考) 過去3期の選任状況

任 期	会 長	会長代理
R1. 7. 23～R3. 7. 22	関 長野県医師会長	川真田 信州大学医学部附属病院院長
H29. 7. 21～R1. 7. 20	関 長野県医師会長	本 田 信州大学医学部附属病院院長
H27. 6. 11～H29. 6. 10	関 長野県医師会長	本 郷 信州大学医学部附属病院院長

## 長野県医療審議会委員名簿

資料 1-2

任期: 令和3年7月23日から令和5年7月22日まで

選出区分	氏名	性別	役職等	備考
医師 歯科医師 薬剤師	伊藤 正明	男	長野県歯科医師会 会長	
	竹重 王仁	男	長野県医師会 会長	
	日野 寛明	男	長野県薬剤師会 会長	
医療を受ける 立場の者	池上 道子	女	心ある母さんの会 相談役	公募委員
	亀井 智泉	女	長野子ども療育推進サークルゆうテラス 理事	公募委員
	清水 昭	男	長野県保険者協議会 副会長	
	下平 喜隆	男	長野県町村会 社会環境部会長 (豊丘村長)	
	花岡 利夫	男	長野県市長会 社会環境部会長 (東御市長)	
	町田 貴	男	長野県腎臓病患者連絡協議会 会長	公募委員
学識経験者	宇田川 信之	男	松本歯科大学教授歯学部長	
	奥野 ひろみ	女	信州大学医学部教授	
	川真田 樹人	男	信州大学医学部附属病院院長	
	久保 恵嗣	男	長野県立病院機構理事長	
	酒井 茂	男	長野県議会議員	
	佐藤 美由紀	女	佐久大学看護学部教授	
	廣田 直子	女	長野県栄養士会 会長	
	本郷 一博	男	全国自治体病院協議会長長野県支部長	
	松本 あつ子	女	長野県看護協会 会長	
	丸山 和敏	男	長野県病院協議会 会長	
	和田 秀一	男	長野赤十字病院院長	
	渡辺 仁	男	佐久総合病院統括院長	
計	21 名			

※名簿の記載順は、選出区分ごとに五十音順で記載

## 医療審議会の関係法令

### ○医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

（医療審議会に関する規定部分 抜粋）

#### 第 8 章 雑則

（都道府県医療審議会）

第 72 条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）

（医療審議会に関する規定部分 抜粋）

（都道府県医療審議会）

第 5 条の 16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。

第 5 条の 17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第 5 条の 18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第 5 条の 19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第 5 条の 20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 条の 21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第 5 条の 18 第 3 項及び第 4 項の規定は、部会長に準用する。

第 5 条の 22 第 5 条の 16 から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。